

茨城県立中央青年の家指定管理者募集要項

茨城県教育庁総務企画部生涯学習課

目 次

1	管理運営の基本方針	1
2	対象施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務	2
4	管理の基準	3
5	指定管理者と教育委員会における責任分担	4
6	指定管理者の指定期間	5
7	利用料金収入	5
8	指定管理業務に係る経費	5
9	職員の配置	5
10	応募者の資格要件	6
11	申請書類	6
12	スケジュール	7
13	応募の手続	8
14	指定管理者の指定	8
15	指定管理者指定後の手続等	9
16	指定管理者の指定の取消し等の措置について	10
17	指定管理業務の引継について	10
18	問合せ先	11

茨城県立中央青年の家 指定管理者募集要項

茨城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、茨城県立中央青年の家（以下「青年の家」という。）の設置目的をより効果的・効率的に達成し、県民サービスの向上に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第9号。以下「条例」という。）第11条に規定に基づき青年の家の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集いたします。

1 管理運営の基本方針

青年の家は、共同生活訓練及び各種の研修等を行い、相互の人的なふれあいを深めるとともに、体験学習を通して、知性、情操ともに豊かな教養人を育成することを目指し、心身ともに健全な青少年の育成を図っています。併せて、予測困難な時代の中、自ら考え、行動し、よりよい社会の創造に貢献できる資質・能力を身に付けた「人財」の育成に努めているところです。

施設は、水郷筑波国定公園の中、筑波山系の標高180mに位置し、眼下に霞ヶ浦、遠くには鹿島灘を望むことができる恵まれた自然環境にあります。

また、研修室や集会室をはじめ、体育館、野外炊飯場、キャンプ場などの施設を有し、合唱・吹奏楽などの文化的活動、絵ろうそくなどの創作活動、オリエンテーリング・ウォークラリーなどの野外活動、体育館を利用したスポーツ活動、キャンプファイヤー・キャンドルサービスなどの、施設の特色を生かした研修プログラムを提供しています。

今後も、自然体験活動等の重要性を踏まえ、学校や社会教育関係団体、地域社会と連携をより一層強化させながら、施設運営を図っていくこととします。

2 対象施設の概要

(1) 名 称 茨城県立中央青年の家

(2) 所在地 茨城県土浦市永井987番地

(3) 施設の設置目的
共同生活訓練及び各種の研修等を行い、心身ともに健全な青年の育成を図ること。

(4) 設置日 昭和43年4月1日

(5) 設置根拠（条例名）
学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第9号）

(6) 施設の概要等

①敷地 面積 77,387.265㎡（うち借地60,389.645㎡）

②施設 宿泊定員 200名

主な施設の 種類	構造・規模	数量	建築 時期	施設の概要
本館	鉄筋コンクリート造 延べ 2, 447.87㎡	1 棟	S 43	事務室・食堂（定員132名）、集会室（定員200名）、図書室、研修室（定員40名）、宿泊室（定員200名）等
研修館	鉄筋コンクリート造 延べ 448.00㎡	1 棟	S 46	視聴覚室（定員100名）、研修室（定員30名）、和室（研修室・定員30名）
研修館分館	木造 延べ 111.80㎡	1 棟	S 48	和室3室（定員22名）、ロビー、便所等
体育館	鉄筋コンクリート造 延べ 986.23㎡	1 棟	H 5	卓球、バドミントン、バスケットボール、バレーボール等
浴室	鉄筋コンクリート造 延べ 156.97㎡	1 棟	S 59	浴室（大）、（中）
浄化槽	鉄筋コンクリート造 延べ 14.685㎡	1 棟	S 55	
ボイラー室	鉄筋コンクリート造 延べ 35.00㎡	1 棟	S 59	
ポンプ室	鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ 12.69㎡、3.20㎡	2 棟	S 59 S 59	
渡り廊下	鉄筋コンクリート造 延べ 44.21㎡ 鉄骨造 延べ 48.12㎡、40.02㎡	3 棟	S 46 S 59 H 5	
車庫	鉄筋コンクリート造 延べ 59.50㎡	1 棟	S 46	
外便所	ブロック造 延べ 15.91㎡	1 棟	S 46	
電気室	鉄筋コンクリート造 延べ 45.00㎡	1 棟	H 5	
焼却炉	耐火コンクリート鉄板造	1 棟	H 4	

③備品

別紙「備品一覧表」のとおり

3 指定管理者が行う業務

指定管理者は、管理運営の基本方針を踏まえ、条例第13条に定める業務（以下「指定管理業務」という。）を行います。

なお、詳細については、別添「業務仕様書」を参照してください。

- (1) 指定管理教育機関の利用の制限等に関する業務
- (2) 指定管理教育機関の使用の承認に関する業務

- (3) 指定管理教育機関の使用の承認の取消し等に関する業務
- (4) 指定管理教育機関の休館日等及び開館時間等の臨時の変更に関する業務
- (5) 指定管理教育機関の維持保全（教育委員会が必要と認める事項に限る。）に関する業務
- (6) 健全な青年の育成に必要な事業の実施に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が指定管理教育機関の管理上必要と認める業務

4 管理の基準

条例第17条に定める管理の基準に基づき、運営することとします。

(1) 開所日等

休所日を次のとおりとし、それ以外を開所日とします。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休所日を臨時に変更し、又は臨時に休所日を定めることができます。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

イ 毎週日曜日又は月曜日（当該日が休日に当たるときは、その翌日）で教育委員会が指定する日

ウ 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

(2) 利用料金の設定

利用料金は、条例に定める額の範囲内で、指定管理者が教育委員会の承認を得て決定することとし、料金の算定方法や納付方法の詳細については、別途定める必要があります。

(3) 利用料金の減免

ア 利用料金は、次の場合に減額又は免除するものとします。

（ア）教育課程に基づく教育活動として、特別支援学校の児童生徒及び引率者が使用する場合 利用料金の全額

（イ）児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく児童福祉施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく老人福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害者支援施設に入所している者及びその引率者が使用する場合 利用料金の全額

（ウ）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は指定難病特定医療費受給者証を有する者（以下「障害者等」という。）及び付添人が使用する場合（ただし、付添人は、当該障害者等1人につき1人に限る。） 利用料金の全額

（エ）生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けている者が使用する場合 利用料金の全額

（オ）茨城県が主催する講演会、講習会等の事業のために日帰りで使用する場合 利用料金の全額

（カ）その他指定管理者が特に必要と認めた場合 指定管理者が必要と認める額

(4) 関係法令等の遵守

地方自治法等関係法令、条例等の規定を遵守し、適正な管理を行う必要があります。

(5) 平等かつ適切なサービスの提供

利用者に対して平等かつ適切なサービスの提供を行う必要があります。

(6) 適切な施設の維持管理

青年の家の維持管理を適切に行う必要があります。

(7) 適切な個人情報の取扱い

指定管理者は、指定管理業務を通じて取得した個人情報について、その取扱いに十分留意し、保護を図るために、別途締結する協定に基づき必要な措置を講じることとします。

なお、個人情報を不当な目的に利用した場合等については、茨城県個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく罰則が適用される場合があります。

(8) 事業計画書及び収支計画書の提出

毎年度9月末までに、次年度の事業計画書及び収支計画書について、教育委員会と調整の上作成し、提出してください。

(9) 事業実績報告書

毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る事業実績報告書を提出してください。

(10) 業務の一括再委託の禁止

指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、教育委員会と協議の上、委託することができます。

(11) 守秘義務

指定管理者は指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。指定期間が終了した後も同様とします。

(12) 情報公開

指定管理者は、指定管理業務を通じて作成、取得した情報について、開示や提供の申出があった場合には、これに応えるために情報公開規程の整備や、情報提供施策の充実などに努めることとします。

(13) 環境への配慮

指定管理者は、環境関連法令を遵守して指定管理業務を実施する必要があります。

特に、省資源、省エネルギー推進のため、電気やガソリン、紙類等の使用量削減に向けた具体的な目標を設定するなど、積極的な取組を行っていただきます。

また、廃棄物の排出抑制やグリーン購入の推進、化学物質等の適正管理、施設周辺の生態系の保全等、環境に配慮した取組に努めることとします。

(14) 評価の実施

指定管理者は、事業報告書の作成・報告、利用者満足度調査の実施、苦情・要望等への対応を通じ、主体的な業務改善に取り組むとともに、管理運営に関する自己評価を定期的の実施し、教育委員会に報告することとします。

(15) その他

管理の基準に関する細目は、別途、教育委員会と指定管理者の間で締結する協定で定めることとします。

5 指定管理者と教育委員会における責任分担

指定管理者と教育委員会の責任分担の詳細については別途協定で定めますが、教育委員会の基本方針は、別表のとおりとします。ただし、別表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者が教育委員会と協議して決めることとします。

6 指定管理者の指定期間

指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で予定しています。
この期間は、議会議決後、正式な指定期間となります。

7 利用料金収入

利用者が施設の利用等のために納付した利用料金は指定管理者の収入となります。

なお、この利用料金の額は、条例に定める額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めることとなります。

8 指定管理業務に係る経費

(1) 経費に関する協議

指定管理業務に要する経費については、各年度ごとに指定管理者から提出された収支計画書を踏まえ、教育委員会と指定管理者との間で協議し、毎年度、年度協定において定めます。

(2) 経費の支払い

教育委員会は、指定管理業務に要する経費から利用料金及びその他の収入（食堂業務収入や自主事業による事業収入等を含む。）を差し引いた額を委託料として、各年度の予算の範囲内で指定管理者に支払います。ただし、指定管理期間中に賃金水準及び物価水準の変動等により、当初合意された委託料が不適当となったと認めたときは、委託料の変更を申し出ることができるものとし、変更の可否や変更金額等については、教育委員会と指定管理者の協議により決定するものとします。

なお、この委託料の額は、5年間で5億8,164万円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。各年度の上限は以下のとおりです。

令和6年度 1億1,632万8千円

令和7年度 1億1,632万8千円

令和8年度 1億1,632万8千円

令和9年度 1億1,632万8千円

令和10年度 1億1,632万8千円

※過去3か年の青年の家に係る委託料、利用料（使用料）収入及びその他の収入については、別添資料を参照してください。

(3) 委託料の精算

指定管理業務を教育委員会が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。ただし、人件費及び修繕・改築等の費用については、毎年度精算することとし、当初の見込額に残額が生じた場合は返還を求めます。

また、利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補てんは行いません。

9 職員の配置

青年の家は、児童生徒及び青少年に社会性や豊かな人間性などを育むための各種研修や団

体活動の場として設けられた社会教育施設であり、自然体験活動や社会奉仕活動等の各種研修等の事業を適切かつ円滑に実施することが求められています。このため、運営に当たっては、学校教育と相互に連携し、児童生徒及び青少年の発達段階に応じた奉仕活動・体験活動など多様な活動プログラムを開発提供することが必要となります。

こうしたことから、青年の家においては、事務スタッフのほか、多様な研修プログラムを企画する能力を有し、青少年の研修を補助することができる専門的な知識と技能を有する専門職員を適正な数だけ配置するとともに、それら職員の中から他の職員の指導的立場にある職員を配置することとします。

また、施設の責任者として所長を配置することとします。

なお、専門的職員としては、以下のいずれかの条件を満たす者が考えられます。

- ・社会教育主事の資格を有する者
- ・小学校又は中学校の教員免許を有する者
- ・青少年活動の指導実績を有する者
- ・その他上記の者と同等の者

10 応募者の資格要件

- (1) 応募者の資格は、茨城県内に拠点となる事務所（緊急時に迅速かつ適切な対応がとれる体制を有すること。）を置く法人その他の団体であって、次のいずれにも該当しない者とします。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- イ 茨城県から指名停止措置を受けている者
- ウ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- エ 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている者
- オ 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

- (2) 複数の団体がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）

複数の団体の中から、代表団体を定めてください。この場合、代表団体は、茨城県内に事務所（(1)でいう事務所）を置く団体であって、グループにおける責任割合が最大であることが条件となります。

なお、単独に応募した団体が他のグループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員が他のグループ応募の構成員になることはできません。

11 申請書類

応募に係る申請書類は次のとおりです。

【申請書類】

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 収支計画書（様式3の1、様式3の2）
- (4) その他添付書類
 - ア 団体の概要に関する書類（様式4）
 - イ 定款その他これに準ずる書面
 - ウ 法人にあっては登記事項証明書（1月以内に取得したもの）
 - エ 申請の日の属する事業年度の前事業年度（以下「前事業年度」という。）における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他団体の財務状況を明らかにする書面

- オ 前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書面
- カ 役員の名簿及び履歴書
- キ 茨城県の各県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書（茨城県に納税義務がある者に限る。）
- ク 税務署が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（茨城県に納税義務がない者に限る。）
- ケ その他教育委員会が特に必要と認める書類

【グループ応募の場合】

- (1)から(3)までの書類のほか、グループ内における各団体の役割、責任分担に関する事項（任意様式）を添付してください。
- また、構成員ごとに(4)の書類を添付してください。

【提出部数】

正本 1 部、副本10部

【応募に当たっての留意事項】

- 必要に応じ追加資料をお願いすることがあります。
- 提出された書類については変更することはできません。
- 提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は失格とします。
- 提出された書類は返却しません。
- 指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- 応募に関する費用は、すべて応募者の負担となります。
- 応募者は、当該応募について選定委員（14（1）参照）との接触を禁止します。選定委員との接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。
- 選定結果として申請者名、審査結果の概要等の公開をする場合があります。また、提出された申請書類等は、情報公開の請求により開示する場合がありますので、御承知の上申請してください。

12 スケジュール

1 募集	
①募集要項配布	令和5年8月28日(月)～令和5年10月13日(金)
②募集に関する質問	令和5年8月28日(月)～令和5年10月13日(金)
③現地説明会・見学会	令和5年9月13日(水)
④申請書類の受付	令和5年10月2日(月)～令和5年10月13日(金)
2 選定	
①第一次審査（書類審査）結果	令和5年10月下旬
②第二次審査（プレゼンテーション）	令和5年11月上旬
3 指定管理者の候補者決定	令和5年11月中旬
4 議会の議決	令和5年12月中下旬（予定）
5 指定管理者の指定の告示	議会の議決後速やかに行います。
6 協定の締結	当該予算に係る議会の議決後速やかに行います。

13 応募の手続

(1) 募集要項等の配布

【配布期間】 令和5年8月28日(月)から令和5年10月13日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)

【配布窓口】 「18 問合せ先」又は県教育委員会のホームページからダウンロードできます(<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/>)。

(2) 募集に関する質問

募集に関する質問は、質問書(様式5)により行って下さい。提出方法は郵送、ファックス、メールとします。電話及び口頭による質問は受け付けておりません。

なお、質問に対する回答は、必要に応じて県教育委員会のホームページ(<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/>)に掲載するので確認してください。

【受付期間】 令和5年8月28日(月)から令和5年10月13日(金)まで

【質問先】 「18 問合せ先」参照

(3) 現地説明会・見学会

応募者は可能な限り説明会等に出席して下さい。その場合、9月12日(火)午後5時までに参加申込書(様式6)を提出して下さい。提出方法は郵送、ファックス、メールとします。

【開催日時】 令和5年9月13日(水) 午後2時～午後4時

【開催場所】 茨城県立中央青年の家

住所：土浦市永井987番地

(4) 申請書類の受付

【提出方法】 持参又は簡易書留による郵送とします(郵送の場合は最終日必着)。

【提出場所】 「18 問合せ先」参照

【受付期間】 令和5年10月2日(月)から令和5年10月13日(金)まで
(土曜日、日曜日及び休日は除きます。)

平日の午前8時30分から午後5時まで

(ただし、正午から午後1時までを除きます。)

14 指定管理者の指定

条例第15条の規定に基づき、下記の選定基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経た上で、指定管理者として教育委員会が指定します。

- (1) 指定管理者の候補者の選定は、教育委員会が設置する指定管理者選定委員会において、次の選定基準により行います。

①指定管理業務の実施に係る計画書（以下「計画書」という。）による青年の家の運営が県民の平等利用を確保することができるものであること。	・ 県民の平等利用が確保されているか。
	・ 利用者本位のサービスが提供されているか。
②計画書の内容が青年の家の効用を最大限に発揮させるものであること。	・ 青年の家の設置目的や性格を十分に理解した計画の内容か。
	・ 計画書の内容を適切に遂行できるか。
	・ 適切な施設の維持管理が確保されているか。
③青年の家の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	・ 効率的な管理運営が行えるか。
④計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	・ 安定的な経営基盤を有しているか。
	・ 収支計画は妥当か。
	・ センター又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。
	・ 効果的・効率的な管理運営の体制か。
	・ 指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。
	・ 関係法令の遵守及びセンター利用者の安全を確保しているか。
	・ 適切に個人情報管理できるか。

- (2) 審査は、提出された事業計画書等により一次審査（書類審査）を行った後、通過者について二次審査（プレゼンテーション）を行います。一次審査の結果は、令和5年10月下旬までに文書で通知します。
- (3) 審査結果の通知は、令和5年11月中旬頃、一次審査の通過者に対し文書で通知します。

15 指定管理者指定後の手続等

(1) 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定後に、教育委員会と指定管理者は、指定管理業務の細目等について協議の上、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」及び年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに締結する「年度協定」を締結します。

なお、これらの協定に定めのない事項又は協定の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議することとします。

(2) 協定書の主な内容

【基本協定の主な内容】

- ①業務に関する基本的事項（施設の概要、指定管理業務、指定期間等）
- ②遵守事項

- ③委託料に関する事項
- ④利用料金に関する事項
- ⑤管理業務に係るリスク分担に係る事項
- ⑥実施計画書の提出に関する事項
- ⑦事業報告書の提出その他報告事項に関する事項
- ⑧秘密の保持、個人情報の保護に関する事項
- ⑨管理業務の継続が困難となった場合の措置等に関する事項
- ⑩指定の取消し等に関する事項
- ⑪損害賠償に関する事項
- ⑫施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項
- ⑬権利譲渡等の制限に関する事項
- ⑭留意事項及び協議事項に関する事項
- ⑮その他の事項

【年度協定の主な内容】

- ①管理業務の内容に関する事項
- ②委託料の額に関する事項
- ③その他の事項

16 指定管理者の指定の取消し等の措置について

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。
(指定管理者の責めに帰すべき事由)
 - ①正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき。
 - ②指定管理者が遵守すべき法令等に違反したとき。
 - ③計画書に沿った管理を怠り、管理上重大な支障が生じたとき。
 - ④指定管理者が財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - ⑤社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
 - ⑥その他指定管理者による業務の継続が困難となったとき又はそのおそれが生じたとき。
- (2) 指定が取り消された場合の賠償等
上記16(1)指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者の指定が取り消され、又は指定管理業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、教育委員会の損害を賠償しなければなりません。
- (3) 不可抗力等による場合
不可抗力その他教育委員会又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、指定管理業務の継続性が困難となった場合、教育委員会と指定管理者は、指定管理業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、教育委員会が指定の取消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。これにより指定管理者に発生する損害の賠償及び増加費用は、合理性が認められる範囲で教養委員会と指定管理者との協議により決定するものとします。

17 指定管理業務の引継について

指定期間の終了又は指定の取消しにより、次期指定管理者等に指定管理業務を引き継ぐ場

合は、業務が円滑に引き継がれるよう協力していただきます。

18 問合せ先

茨城県教育庁総務企画部生涯学習課管理担当

住 所：〒310-8588 水戸市笠原町 9 7 8 番 6

電 話：0 2 9－3 0 1－5 3 1 3

F A X：0 2 9－3 0 1－5 3 3 9

E-mail：shogaku3@pref.ibaraki.lg.jp

(別表)

指定管理者と教育委員会における責任分担

		指定管理者	教育委員会
施設（設備、備品等を含む。）の維持管理		○	
安全衛生管理		○	
個人情報の保護・管理		○	
土地賃借料の支払い			○
施設の目的外使用許可（自動販売機の設置等）			○
事故、災害等による施設の原状回復		○ (責めに帰すべき事由であるとき)	○
施設利用者の被災に対する責任		○ (責めに帰すべき事由であるとき)	○
県有施設の火災保険の加入			○
利用者に係る保険の加入		○	
包括的な管理責任			○
施設の修繕・改築等の実施			
(1) 施設	見積額100万円未満の修繕・改築	○	
	上記以外	指定管理者と教育委員会において協議の上決定します。	
(2) 設備	見積額100万円未満の修繕	○	
	上記以外	指定管理者と教育委員会において協議の上決定します。	
(3) 備品	見積額50万円未満の修繕	○	
	上記以外	指定管理者と教育委員会において協議の上決定します。	

※ 上記にかかわらず、指定管理者の責めに帰すべき事由（故意・過失・怠慢等）により生じたものについては、指定管理者の責任（負担）となります。